

はじめに

本市では、平成14年(2002年)6月に「だれもが気軽にでかけられるまちづくり」を基本理念とした『豊中市交通バリアフリー化の基本方針』を策定し、その方針に基づき、各駅周辺の重点整備地区のバリアフリー事業を、平成22年度(2010年度)までに完了し、その後、市内全域の住居地区のバリアフリー整備については、令和2年度(2020年度)に事業が完了しました。道路以外にも小中学校・公園等のバリアフリー化や福祉関係の施策等さまざまな事業に取り組み、協議会で意見交換や進行管理を行いながら、継続的な改善を進めてきました。

今般、「東京2020パラリンピック競技大会」の開催が契機となって、バリアフリー法が改正され、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー※」を推進する取組みが全国的に展開されています。また、「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」の開催に向けた取組みが推進されるなど、社会全体として「ユニバーサルデザイン・バリアフリー」の機運が高まっています。

こうした法改正への対応や社会機運の高まりを受け、これまでの取組みを総括し、新たに拡充する形で、4つの方針として「安全・安心に住み続けられるまちづくり」「先端技術やICTを活用したバリアフリー情報の提供」「社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進」「当事者・利用者意見の反映」を定め、それらに基づく取組みを推進する『豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)』を策定しました。

本計画では、従来方針の基本理念「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」を引継いだ上で、更なる取組みを推進し、多様な個性の人々が、社会的障壁を感じることなく出かけられる共生社会のまちづくりの実現をめざします。

また、本市は、令和2年(2020年)7月に国から「SDGs未来都市」に選定されており、その基本理念である「誰一人取り残さない社会」の実現のためにも、バリアフリー化をより一層進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「豊中市バリアフリー推進協議会」委員の方々をはじめ、アンケート、ヒアリング調査にご協力いただきました市民、関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和4年(2022年)3月
豊中市

※「心のバリアフリー」の考え方は61ページに示しています。